

アグリカルチャークラブ会員会則

第1条（定義）

本会則に同意され、本会則第6条により入会手続きが完了し、本会則第10条により会員資格を取得された方を、「アグリカルチャークラブ」（以下「本クラブ」といいます）の会員（「アグリカルチャークラブ会員」を指し、以下、単に「会員」といいます）とします。

第2条（目的）

本クラブは、農業のフィールドで「学ぶ」「つながる」「実践する」の良い循環をつくり、営農家のみなさまに、さらなる安心と、成長、そして高収益の機会を提供する事を目的とします。

第3条（管理運営）

本クラブのすべてのサービスは、渡辺パイプ株式会社（以下「会社」といいます）が管理運営致します。

第4条（会員制）

- 1. 本クラブは、会員制とします。
- 2. 会員による本クラブの利用範囲、サービスおよび特典については、別に定めます。

第5条（入会資格）

1. 本クラブの入会資格は、次のとおりとし、本クラブに入会いただける方とは、これらの項目全てを満たす方とします。

- （1）会則に同意いただいた方。
- （2）暴力団関係者でない方。
- （3）過去に会社より除名等の通告を受けていない方。なお、除名された際の原因が改善される等の場合で、会社が検討した結果、再入会資格を認めることがあります。

2. 会員は、会社に対し、現在または将来にわたって、自らが以下各号に定める暴力団等の反社会的勢力（以下、「反社会的勢力等」といいます）に該当しないことを保証します。

- ア. 暴力団
- イ. 暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む）
- ウ. 暴力団準構成員
- エ. 暴力団関係企業
- オ. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ
- カ. その他前各号に準ずるもの

3. 会員は、会社に対し、反社会的勢力等に対して、直接または間接を問わず、かつ名目の如何を問わず、

資金提供を行わないこと、および今後も行おう予定がないことを保証します。

4. 会員は、会社に対し、反社会的勢力との間で、直接または間接を問わず、社会的に非難されるべき関係のないことを保証します。

5. 会員は、会社に対し、自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれの行為も行わないことを保証します。

- ア. 暴力的な要求行為
- イ. 法的な責任を越えた不当な要求行為
- ウ. 取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- エ. 風説を流布し、偽計または威力を用いて会社の信用を毀損し、または会社の義務を妨害する行為
- オ. その他前各号に準ずる行為

6. 会社は、会員が本条の一にでも反する場合、サービスの利用を停止し、および/または、会則を含む会社と会員との間の契約一切を解除することができます。

第6条（入会手続き）

- 1. 本クラブに入会しようとするときは、所定の申込方法により入会申込手続きを行っていただきます。
- 2. 前項に定める入会申込手続きを行っていただいた場合であっても、会社が別途定める審査手続きにおいて入会が認められない場合があることを予め了承いただきます。
- 3. 未成年の方が入会しようとするときは、会社が特に認めた場合を除き、所定の申込方法により親権者の同意を得た上で、お申し込みいただきます。この場合、親権者は、自らの会員資格の有無に関わらず、本会則に基づく会員としての責任をご本人と連帯して負うものとします。
- 4. 前項の規定は、成年被後見人、被保佐人、被補助人に準用します。

第7条（届け出内容変更手続き）

- 1. 会員は、入会申込書に記載した内容に変更があったときは、速やかに変更手続きを行っていただく必要があります。その後に変更があった場合も同様です。
- 2. 会社より会員あてに通知を発する場合は、会員から届出のあった最新の連絡先に行い、通知の発送をもって通知の効力を有するものとします。

第8条（個人情報保護）

- 1. 会社は、会社の保有する会員の個人情報を、会社が別途定める個人情報保護方針にしたがって管理します。
- 2. 会員は、自己が会社に提供した個人情報 that 正確であることを保証します。会社は、当該情報が不正確であることによって会員または第三者に生じる損害について一切責任を負いません。

- 3. 本クラブは、登録された個人情報宛に会報誌及び案内文を送付させていただきます。また、会報誌送付状況などの開示を求められた際に、会社が別途定める個人情報保護方針に従い一部公開させていただきます。

第9条（会費）

- 1. 会員は、別に定める会費の納入期日までに払い込むものとします。
- 2. 一旦納入いただいた諸費用は、法令の定めまたは会社が認める理由がある場合を除き、返還できません。

第10条（会員資格の取得）

第6条の入会手続きを行った後、会社が別途定める審査手続きが完了して、入会手続き時に定めた利用開始日（以下「利用開始日」といいます）が到来したときに、入会申込者は会員資格を取得したものとします。

第11条（会員資格の相続・譲渡）

本クラブの会員資格は、他の方に相続・譲渡できません。

第13条（禁止事項）

会員は、本クラブにて次の行為をしてはいけません。

- （1）他の会員を含む第三者（以下「他の方」といいます）や本クラブ、会社を誹謗、中傷すること。
- （2）正当な理由なく、面談、電話、その他の方法で会社に迷惑を及ぼす行為。
- （3）法令や公序良俗に反する行為。
- （4）勧誘行為、政治活動、署名活動。
- （5）本クラブ内の秩序を乱す行為。
- （6）その他、会社が会員としてふさわしくないと認める行為。

第15条（損害賠償責任免責）

- 1. 会員が本クラブのサービスを利用した際、会員自身が受けた損害に対して、会社は、会社に故意または過失がある場合を除き、当該損害に対する責を負いません。
- 2. 会員同士の間が生じた係争やトラブルについても、会社は、会社に故意または重大な過失がある場合を除き、一切関与いたしません。

第16条（会員の損害賠償責任）

会員が本クラブのサービスを利用中、会員の責に帰すべき事由により会社または第三者に損害を与えたときは、その会員が当該損害に関する責を負うものとします。

第17条（会員資格喪失）

会員は、次の各号に該当する場合、その会員資格を喪失し、会員としてのいかなる権利をも喪失します。

- (1) 第18条に定める退会手続きが完了したとき。
- (2) 第19条により会社から除名されたとき。
- (3) 会員本人が死亡されたとき。
- (4) 第20条により、利用できるサービスの全てが廃止とされたとき。
- (5) 破産・民事再生・会社更生・会社清算の申立があったとき。または任意整理の申し出があったとき。

第18条 (退会)

会員は、自己都合により退会するときは、会社が定めた期日までに、会社所定の書面により手続きを完了していただく必要があります。

第19条 (会員に対する除名処分)

次の各号に該当する場合、会社は、その会員に対して警告あるいは本クラブから除名することができます。

- (1) 第5条の入会資格を喪失したとき。
- (2) 本クラブの会則および諸規則に違反したとき。
- (3) 第21条 (ただし、同条第2号なお書きを除きます) に該当したとき。
- (4) 支払方法の設定が確認できないとき (会員が支払方法を設定した後に、その支払方法が利用できなくなったときも同様とします)。
- (5) 会費の支払いが二ヶ月滞ったとき。
- (6) 法令に違反したとき。
- (7) その他、会社が本クラブ会員としてふさわしくないと認めたとき。

第20条 (サービスの一時的閉鎖・一時的休業)

会社は、サービスの全部または一部の提供の廃止をすることができます。あらかじめ予定されている場合は、原則として一ヶ月前までに会員に対しその旨を告知します。この場合、当該廃止の原因、理由、期間などにより、法令の定めまたは会社が認める場合を除き、会員の会費支払義務が軽減されたり免除されることはありません。

- (1) 経済状況により、サービスが会員に提供できないと判断したとき。
- (2) 休業等による場合。
- (3) 法令等に基づく関係官庁からの指導による場合などの重大な事由によりやむを得ないと会社が判断したとき。

第21条 (利用の禁止)

次の各号に該当するときは、サービス利用を禁止します。

- (1) 暴力団関係者であることが判明した場合。
- (2) 過去に会社より除名の通告を受けていたことが判明した場合。なお、除名された際の原因が改善される等の場合で、会社が検討した結果、サービス利用を認めることがあります。
- (3) 第14条各号で禁止される行為を行ったとき。
- (4) その他、正常なサービス利用ができないと会社が判断したとき。
- (5) 入会申込について親権者の同意が得られていない未成年である会員（但し、会社が特に認めた場合を除きます）

第22条（会費・諸費用の変更ならびに運営システム変更について）

- 1. 会社は、本会則に基づいて会員が負担すべき会費、諸費用および運営システムについて、会社が必要と判断したときはこれらを変更することができます。

第23条（会則の改定）

会社は、会則等を改定することができます。改定した会則等の効力は、全会員に及ぶものとします。

第24条（告知方法）

本会則における会員への告知方法は、ホームページ (<https://www.agri-cc.com/>) への掲示とします。